

○京丹後市スポーツ推進審議会条例

平成16年4月1日

条例第46号

(設置)

第1条 市民スポーツの推進を図るため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、京丹後市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日条例第28号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。